

## 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、下妻市において開催される第74回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、物産品等の展示販売等を行うため、売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から最終日までとする。ただし、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、別に定める。

### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、実行委員会が各競技会場等の状況等を勘案して決定する。

### 6 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める登録料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 既納の登録料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

### 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

## 8 出店者条件

売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上茨城県内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去3年以内の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ又は観光物産品に係る関係団体等。
- ・ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。

- (2) 商品が見やすいように、売店の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

## 1 0 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号から第4号まで）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

## 1 1 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 競技開催期間中継続して出店することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

## 1 2 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な営業許可申請又は届出を行わなければならない。

## 1 3 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対し、登録料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第5号）を交付するものとする。

## 1 4 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

## 1 5 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

る。

- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

## 1 6 禁止事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 1 7 遵守事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。

- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 1 8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 1 9 事故発生時等の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 2 0 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消することができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 2 1 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。

## 2 2 損害賠償

出店者又は販売員等は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 付則

この要項は平成30年4月23日から施行する。

### 付則

この要項は平成31年4月11日から施行する。